

地域コミュニティ活性化事業 モデル事業について

市民交流課

地域コミュニティ活性化事業とは？

地域コミュニティ基本計画に基づき、公民館区で、住民が話し合い、地域の課題を抽出し、自ら課題を解消する事業である。

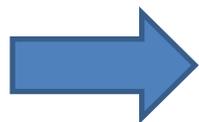
- * 自治基本条例内に地域コミュニティの活性化は公民館を拠点としている。
- * 公民館区での事業となるが、公民館の事業では無い。

【事業のねらい】

- ・地域の課題を解決
- ・地域コミュニティの再生
- ・住民の自主性の醸成 など

【事業の流れ】 * 名称は仮称

- ・地区コミュニティ協議会設立 初年度のみ
 - ・地区コミュニティ計画策定 5年程度毎
 - ・活性化事業計画・予算案作成 単年度毎
 - ・活性化事業実施
 - ・検証
- 



今年度よりモデル事業を実施

モデル事業について

・今年度、市内3～4地区でモデル事業を実施



年度	モデル地区	
	県・市連携事業地区 1地区	市単独事業地区 2～3地区
平成26年	地区コミュニティ協議会設立 地区コミュニティ計画策定	地区コミュニティ協議会設立 地区コミュニティ計画策定
平成27年	活性化事業計画・予算案作成 活性化事業実施 検証・事業報告 モデル事業終了	活性化事業計画・予算案作成 活性化事業実施 検証・事業報告 モデル事業終了
平成28年	活性化事業計画・予算案作成 活性化事業実施 検証・事業報告	

市単事業は
ずれ込み可

【県・市連携事業と市単独事業の違い】

- ・連携事業は県より専門家の派遣（計画策定の課題抽出まで）
- ・連携事業は期限厳守、市単独事業は2年弱程度の延期は可能

【モデル期間】

- ・平成26年・27年の2カ年をモデル期間とする。

【モデル期間終了後】

⇒モデル地区

・モデル期間が終了しても、地区コミュニティ計画が策定されている期間は事業を継続していただきます。

⇒地域コミュニティ活性化事業

・市民自治推進委員会にて、平成28年2～3月にモデル事業の検証を行い、地域コミュニティ活性化事業の本格導入・廃止を決定します。

・導入の決定がなされた時は、事業実施希望地区を募集し市全域に拡大していきます。（強制ではなく各地区の任意です）

市の支援

財政的支援

- ・計画策定時補助金
- ・事業実施時補助金

人的支援

- ・各**地区担当職員**の派遣
- * 地域コミュニティ基本計画

人材育成支援

- ・リーダー養成講座
- ・コーディネーター育成講座

地区担当職員とは？

各担当地区に入り、地域コミュニティ活性化事業を限定とし、事務局等の支援を行う。

(主な業務)協議会設立・計画策定・事業計画・事業実施